

## 地域人材育成研修施設管理運営事業に係るプロポーザル実施要領

### 1 目的

当該事業は「美瑛町地域人材育成研修交流センター」の管理運営事業を委託するものであり、効果的かつ効率的な維持管理とともに、民間事業者のネットワークや豊富な経験と柔軟な企画により、利用者の活動支援の幅を広げることで、施設の稼働率向上と町民の利用の促進を図る。

併せて企業や大学等と呼び込む魅力的なプログラムを受託者が企画・実施し、人材の育成や関係人口の拡大による地域活性化の実現を目指すもの。

### 2 事業

- (1) 事業名 地域人材育成研修施設管理運営事業
- (2) 事業内容 別紙「地域人材育成研修施設管理運営事業に係るプロポーザル仕様書」の業務内容に基づく事業
- (3) 事業期間 令和8年5月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 予算額 2,045,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 3 参加資格要件

次に掲げる資格及び条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 美瑛町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 美瑛町が行う競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 美瑛町内に本店もしくは営業所を有すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続き開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 公的機関における関係人口に関する業務経験が3年以上あり、当該事業に精通した知識を持つ社員を確保していること。

### 4 事業者募集スケジュール

内容		日程
実施要領等の公告（公募開始）	町	令和8年4月1日（水）
質問受付	事業者→町	令和8年4月1日（水）～4月13日（月）
質問回答	町→事業者	令和8年4月1日（水）～4月14日（火）
参加表明書及び会社概要書の受付	事業者→町	令和8年4月1日（水）～4月14日（火）
参加者決定通知（発出日）	町→事業者	令和8年4月16日（木）
企画提案書類等の提出	事業者→町	令和8年4月17日（金）～4月22日（水）
企画提案審査会	—	令和8年4月27日（月）
審査結果通知（発出日）	町→事業者	令和8年4月27日（月）
見積書提出	事業者→町	令和8年4月30日（木）
契約締結	—	令和8年5月1日（金）

### 5 参加表明書及び会社概要書の提出及び期限

- (1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出すること
  - ① 参加表明書（様式1）

- ② 会社概要書（様式2）
  - ③ 会社概要に必要な添付書類
    - A：履歴事項全部証明書（登記簿謄本（発行後3カ月以内）・写し可）
    - B：納税証明書の写し
- ※令和8・9年度美瑛町指名競争入札の参加資格を有する場合は添付書類を省略することができる。

- (2) 提出期間（必着）  
令和8年4月1日 8時30分～令和8年4月14日 17時15分まで
- (3) 提出方法  
持参又は郵送（書留郵便等の配送状況を確認できるものに限る）とし、FAXや電子メールでの提出は認めない。  
なお、書類の不備がある場合は受理しない（プロポーザルへも参加不可）。
- (4) 提出先  
〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町4丁目6番1号  
美瑛町まちづくり推進課 担当：土井・水野  
TEL：0166-92-4330
- (5) 参加決定通知書 令和8年4月16日（発出予定）

## 6 実施要領等に対する質問及び回答

- (1) 実施要領等に対する質問は、質問書（様式5）に必要事項を記入し、電子メールでの提出に限るものとする。なお、他の応募事業者に関する質問には応じない。
- (2) 質問受付期間  
令和8年4月1日から令和8年4月13日 17時15分まで
- (3) 質問受付先  
美瑛町まちづくり推進課 e-mail [machi@town.biei.hokkaido.jp](mailto:machi@town.biei.hokkaido.jp)
- (4) 質問に対する回答  
美瑛町公式HP「入札・契約」サイトに、質問者の情報は伏せた上で回答を掲載する。

## 7 企画提案書類等の提出

- (1) 提出書類  
上記5（5）の参加決定通知書を受理し審査会への参加を認められた者は、次に定める書類を提出するものとする。
  - ① 事業提案書（様式3）
  - ② 事業経費見積書（様式4）及び関係書類（任意）※書類作成に当たっては、仕様書を参考のこと
- (2) 提出部数 正本1部及び副本5部
- (3) 提出期限 令和8年4月22日 17時15分まで

## 8 委託業者の選定

- (1) 優先交渉権者選定方法  
当町が設置する審査会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を審査し選定する。選定方法は参加資格要件を満たし、事業経費見積書が予算額以内である提案を比較・検討のうえ、評価項目に基づき総合的に審査を行う。
- (2) 企画立案の評価  
評価項目は、別紙「地域人材育成研修施設管理運営事業に係るプロポーザル仕様書」に基づき、総合的に評価を行う。
- (3) 審査会に関する事項
  - ① 開催日時・会場 令和8年4月27日 15時00分・美瑛町役場2階会議室

- ② プレゼンテーションの参加者は3名以内とする。
- ③ プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とする。
- ④ プレゼンテーション終了後、審査委員との質疑応答の時間を設ける。
- ⑤ プレゼンテーションで使用するモニター、HDMI ケーブル及びCタイプの変換アダプタは本町で準備するが、それ以外の機器については参加者が準備すること。
- ⑥ プレゼンテーションはオンラインによる対応も可能とする。

(4) 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。なお、優先交渉権者として選定された後にあつては、その者とは契約を締結せず、次点の評価上位者と契約を交渉・締結することとする。

また、契約における受託者となった後にあつては、その者との契約を解除し次点の評価上位者と契約を締結する。

- ① 事業経費見積額が「2 事業(4)」の予算額を超えた場合。
- ② 提出書類に虚偽の記載があつた場合。
- ③ 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至つた場合。
- ④ 審査の公平性を害する行為があつた場合。
- ⑤ 企画提案に当たり著しく審議に反する行為があつた場合。
- ⑥ その他、町長が特にプロポーザルに参加させることが不適切であると認めたとき。

(5) 審査結果の通知

審査結果は書面にて通知する。なお、審査結果における異議申し立ては受け付けない。

## 9 契約の締結

(1) 契約金額

本町が企画提案の評価に基づき選定した優先交渉権者を、本事業に係る随意契約の相手先として予定する。詳細な事業内容の確認やその他の受託条件について合意し、また、見積額が予定価格の範囲内であればその者と契約を締結する。

(2) 契約日及び注意事項

契約日は令和8年5月1日とする。なお、「8 委託業者の選定(4)」の規定により失格等のため契約に至らない場合においても、応募者が本事業を実施するための費用(準備行為含む)、提供した知見の対価等については一切保証しない。

(3) 受託事業の実施について

契約後の事業については、企画提案書に基づき町と協議のうえ行うものとする。

(4) その他

- ① 前払い制度：適用しない
- ② 部分払制度：適用しない
- ③ 契約保証金：免除
- ④ 概算払い：適用する

## 10 その他

- (1) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の経費は参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書、企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類の著作権等の取り扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。ただし、本町が従来から著作権を有する部分の著作権については、本町に留保するものとする。また、本町が本プロポーザルの報告、公表等について必要とする場合に限り、企画提案書の全部又は一部を無償で使用することができるものとする。

- (4) 提案者が1社であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先交渉権者として決定する。
- (5) 参加表明書の提出がなかった場合、または提案者のいずれも評価の基準を満たしていなかった場合には、本プロポーザルを無効とし、再度公募を行うこととする。
- (6) 本要領が定める事項の他、必要な事項については別途町と受託者の協議により定めるものとする。
- (7) 選定された優先交渉権者と協議を行った結果、必要により仕様書に修正、追加を行う場合がある。